

## 「e-計量」利用規約補則

「e-計量」利用規約(以下、「本利用規約」という。))にて、別途定めるとしたものについて、以下の通り定める。

### 1. 各用語の定義

利用規約第1条(用語の定義と役割)を参照とする。

### 2. 本利用規約第2条第5項

本件サービスは、計量証明書等の電子化データへ電子署名及びタイムスタンプの付与をおこなう「e-計量」とし、以下の機能を提供する。

#### 【e-計量】

計量証明書等の電子化データに対して電子署名者権限の利用ユーザまたは納品担当者権限の利用ユーザが以下の処理を行うサービスとする。

「計量証明書等の電子化データアップロード」(電子署名者権限の利用ユーザ)

↓

「計量証明書等の電子化データへ電子署名及びタイムスタンプの付与」(電子署名者権限の利用ユーザ)

↓

「電子署名及びタイムスタンプの付与された計量証明書等の電子化データのダウンロード」(電子署名者権限の利用ユーザまたは納品担当者権限の利用ユーザ)

セキュリティ強化のため、当法人にユーザ登録されたユーザの内、電子署名者権限の利用ユーザは、発行する「ユーザ用ID、パスワード」に加え「電子証明書」等の二要素で認証することにより利用可能なサービスとなる。

- (1) 電子署名者権限の利用ユーザがアップロードした計量証明書等のPDFファイルに、電子署名及びタイムスタンプの付与を施し、改ざん防止を行うことが可能なサービスとする。
- (2) 電子署名者権限の利用ユーザまたは納品担当者権限の利用ユーザが、電子署名およびタイムスタンプの付与されたPDFファイルのダウンロードを行うことが可能なサービスとする。

### 3. 本利用規約第4条

ユーザ登録の申込承認、ID、パスワード及び電子証明書の交付とその管理責任については次のとおりとする。

- (1) 当法人は、ユーザ代表からのユーザ登録の申込の承認と同時に、または承認後直ちにユーザのみが使用できるユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を発行し、ユーザに直接通知する。ユーザは、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書でログインすることにより、本件サービスを利用することができる。
- (2) ユーザは、発行されたユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできない。また、会員は、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を、そのID、パスワード及び電子証明書が付与されたユーザ以外の第三者に譲渡、貸与もしくは開示または使用させることはできない。なお、本項における「第三者」には、会員および全てのユーザと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人・個人を含む。
- (3) 会員およびユーザは、本件サービスを利用するためのユーザ利用権を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡もしくは貸与し、または、第三者に本件サービスを使用させることはできない。また、ユーザ利用権に関連して生じる権利または義務を、当法人の事前承諾を得ることなく、第三者に譲渡し、承継させてはならない。なお、本項における「第三者」には、会員およびユーザと出資、人事、資金または技術等に関する継続的な関係を有する法人・個人を含む。
- (4) 当法人は、ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書を発行した後、これらのみでユーザの本人確認を行う。各ユーザは、自己のユーザ用ID、パスワード及び電子証明書の使用及び管理について、一切の責任を負うものとする。
- (5) ユーザは、ユーザ用ID、パスワードを失念または漏えいした場合、または、電子証明書を漏えいした場合は、ユーザ代表を通じて、当法人に速やかに届け出るものとし、その指示に従うものとする。また、当該ユーザ用ID、パスワード及び電子証明書によりなされた本件サービスの利用は、当該ユーザによりなされたものとみなし、当該ユーザを指定した会員は、当該利用にかかる使用料その他の債務の一切を負担する。
- (6) 電子署名に使用する GMO グローバルサイン株式会社が発行する電子証明書(JCAN 証明書)の登録・管理を当法人にご委託いただくものとする。
- (7) 当法人および検証者(\*1)が、電子証明書に記載された個人情報を、業務、監査、認定または訴訟対応のために、利用および開示を行う。
- (8) 申請内容に変更があった場合や電子署名 ID・パスワードが第三者へ漏洩していると貴社が判断した場合には、当法人および GMO グローバルサイン株式会社による電子証明書の失効を認めていただきます。
- (9) 電子署名 ID・パスワードは厳重に管理し安全な環境下で使用する。
- (10) 電子証明書の記載事項に変更があった場合は、(5)に定める方法により速やかに当法人に届出を行う。
- (11) 電子署名 ID・パスワードの紛失や盗難があった場合は、(5)に定める方法により速やかに当法人に届出を行う。

\*1: 検証者とは電子証明書の提示を受ける人、すなわち、電子署名の検証を行う人を指す。  
電子証明書の有効性を検証する為に、検証者は必ず CRL(証明書失効リスト)の参照を行う。

#### 4. 本利用規約第5条

電子証明書及びタイムスタンプについては次のとおりとします。

- (1) 電子証明書: GMO グローバルサイン株式会社のJCAN証明書
- (2) タイムスタンプ: 三菱電機デジタルイノベーション株式会社のタイムスタンプサービス DiaStamp(総務大臣によるタイムスタンプ認定制度 認定)

#### 5. 本利用規約第22条第1項

記録されたユーザの当該データを削除する権限については、次のとおりとする。

- (1) 当法人は1日に1回、アップロードされたファイル、署名されたファイル、ダウンロード用に生成されたZIPファイル等のデータを全て削除する。削除は原則として毎日0時に実行する。
- (2) 当法人は、特に秘匿性の高いファイルなどについて、そのファイルをアップロードした電子署名者が(1)で定める時刻より前の任意のタイミングで削除することができる機能(完全削除機能)を提供する。

以上

#### 附則

2015(H27)年9月25日制定

2024(R06)年1月1日改定

2025(R07)年3月27日改定

2025(R07)年12月22日改定

【一般社団法人日本EDD認証推進協議会】